明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

3　前項の場合において、雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときは、法第三十四条第一項の規定による控除については、当該他の雑損失金額から順次控除する。

第八条の二の二、第八条の二の三及び第八条の四中「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第九条の十一の次に次の一条を加える。

（法第七十一条の十四第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第九条の十一の二　法第七十一条の十四第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第九条の十二の見出し中「第七十一条の十四第七項」を「第七十一条の十四第八項」に改め、同条中「第七十一条の十四第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の十四第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の十四第七項」を「同条第八項」に改める。

第九条の十六の次に次の一条を加える。

（法第七十一条の三十五第五項の政令で定めるところにより計算した金額）

第九条の十六の二　法第七十一条の三十五第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第九条の十七の見出し中「第七十一条の三十五第八項」を「第七十一条の三十五第九項」に改め、同条中「第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の三十五第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の三十五第八項」を「第七十一条の三十五第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九条の二十の二の見出し中「第七十一条の五十五第八項」を「第七十一条の五十五第九項」に改め、同条中「第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の五十五第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の五十五第八項」を「第七十一条の五十五第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条を第九条の二十の三とし、第九条の二十の次に次の一条を加える。

（法第七十一条の五十五第五項の政令で定めるところにより計算した金額）

第九条の二十の二　法第七十一条の五十五第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第十五条中「第七十二条の十三第五項第三号」の下に「及び第四号イ」を加える。

第二十条の二の十六の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の単年度損益の算定の特例）」に改める。

第二十条の二の二十第一項中「第三十五条の三の十」を「第三十五条の三の十一」に改める。

第二十条の三中「第八項」の下に「まで」を加え、同条の表租税特別措置法の項を削る。

第二十一条第二項の表租税特別措置法の項を削る。

第二十一条の四の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の所得の算定の特例）」に改める。

第二十二条第八号中「非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「非化石エネルギー源をいう。）を利用する」を「エネルギー源の環境適合利用を行う」に改める。

第二十四条の四第一項中「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に、「この条」を「この項及び第三項」に改め、同項の表第二項の項中

若しくは第七十	又は

を

若しくは第七十二条の二十九第一項若しくは第五項	又は

に改め、同表第三項の項中

又は第七十二条の二十九第一項若しくは第五項	

を

第七十二条の二十九第一項若しくは第五項	第七十二条の二十五第五項

に改め、同表第四項の項中

第七十二条の二十五第二項	第七十二条の二十五第五項

を

第七十二条の二十九第一項若しくは第五項	第七十二条の二十五第五項

に改め、同条第三項中「第七十二条の二十九第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第四項中「第七十二条の二十五第五項」の下に「（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条の四第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第四項中「政令の」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第七十二条の四十六第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第三十三条の五の見出し中「第七十二条の四十六第七項」を「第七十二条の四十六第八項」に改め、同条中「第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七十二条の四十六第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十二条の四十六第八項」を「第七十二条の四十六第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三十五条の三の十一中「においては」を「には」に改め、同条を第三十五条の三の十二とし、第三十五条の三の十を第三十五条の三の十一とし、第三十五条の三の九を第三十五条の三の十とし、第三十五条の三の八を第三十五条の三の九とする。

第三十五条の三の七中「第七十二条の四十九の十二第九項」を「第七十二条の四十九の十二第十三項」に改め、同条を第三十五条の三の八とし、第三十五条の三の六の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る損失の繰越控除の特例）

第三十五条の三の七　法第七十二条の四十九の十二第十二項第一号に規定する政令で定めるものは、その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額とする。

2　法第七十二条の四十九の十二第十二項第二号に規定する政令で定めるものは、その者の同条第九項に規定する特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定非常災害発生年において生じた同条第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額とする。